

NEWS RELEASE

2020年10月27日
みずほ情報総研株式会社

みずほ情報総研、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」の三つ星認定を取得 ～職場での女性の活躍サポートを推進～

みずほ情報総研株式会社（本社：東京都千代田区、社長：向井康眞）は、女性活躍推進法[※]に基づき、職場における女性活躍に資する雇用環境の整備や取組の実施状況が優良な企業であるとして、2020年9月28日に厚生労働大臣より「えるぼし」の最上位（3段階目）である三つ星認定を取得しました。

えるぼし認定は、①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースなど、女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準を満たす企業に与えられるものです。みずほ情報総研は、これら5つの要件をすべて満たすとともに、事業主行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を定めていることや適切な情報開示が認められ、このたび最上位の三つ星認定を受けるに至りました。

みずほ情報総研では、女性社員が自身の意思によってキャリアを構築し、能力を最大限に発揮できるよう、各種制度・施策の充実に努めてまいりました。今後も引き続き、「人材が最大の財産」との考え方のもと、一人ひとりの社員がやりがいをもって仕事に取り組める環境づくりを推進してまいります。

※ 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

- ・わが国の職場において、女性が自身の意思によってキャリアを構築し、スキルを十分に発揮することが可能となる社会づくりを目指して定められた10年間の時限立法（2016年4月1日施行）。女性が働きやすい環境を企業に求め、職場での男女格差（女性管理職比率など）を縮小する事を目的とする。
- ・本法律では、301人以上の労働者を雇用する事業主に対し「一般事業主行動計画」の策定と、これに基づく推進状況を指定されている事項から選択し、1年に1回以上厚生労働省指定の「女性活躍推進企業データベース」へ公表することが義務付けられている。

（ご参考）厚生労働省：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000095826.pdf>

